

学校法人鶴学園 図書の寄贈受入れに関する留意事項

令和7年4月1日

図書(以下、「資料」という。)の寄贈受入れについては、次に記載の留意点を参考の上、行ってください。

【留意事項】

次の項目に相当する寄贈資料は、原則受入対象外とする。

- ① 汚破損資料(書き込みや記名・押印されたもの、サイン本含む)
- ② 図書館での保存・利用に適さない形状の資料
- ③ 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした内容の資料
- ④ 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体(反社会的勢力)からの寄贈
- ⑤ 自費出版資料のうち下記に該当するもの
 - ・自分史、家族史などの著作
 - ・小説・詩・俳句・短歌・写真・絵画などの作品集
 - ・写真集、絵画集などの作品集
 - ・非専門家の調査研究・報告書
 - ・客観的データのない調査研究書
- ⑥ 記述内容やデータが古いなど、資料としての価値が減少していると判断されるもの
- ⑦ 他の施設への配布依頼を意図したもの
- ⑧ その他の理由により学校が受入対象外と判断したもの